

エタノール事故

「不起訴は相当」

京都検察審査会

京大医学部付属病院（京都市左京区）で平成十二年二月、入院中の藤井沙織さん（当時一七）が人工呼吸器にエタノールを誤注入されて死亡した事故で、京都検察審査会は、虚偽有印公文書作成などの疑いで調べていた担当医師（五三）を不起訴とした京都地検の二度目の処分について、「不起訴は相当」と議決した。

議決によると、同審査会は「担当医師はエタノールの誤注入の事実を知っていた」とした上で、「一時的に隠蔽していたことは認められるが、根拠もない虚偽の死因を記載したとは考えられない」と判断した。

地検は平成十四年十月にこの医師を不起訴としたが、同審査会が不起訴不当を議決。再捜査でも不起訴となり、沙織さんの両親が昨年三月、再審査を申し立てていた。

京大病院人工呼吸器エタノール事件
検察審議会、不起訴相当
2006年4月9日 産経新聞（大阪）